

京都市告示第294号

都市公園法第2条の2の規定に基づき都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市建設局東部土木みどり事務所において一般の縦覧に供します。

令和5年8月31日

京都市長 門川 大作

名 称	位 置	供用開始の期日
中鳥井第二公園	山科区西野山中鳥井町23番5	告示の日

(東部土木みどり事務所)